

JAPAN URBAN DESIGN  
INSTITUTE

## 都市環境デザイン会議

東京都文京区本郷2-35-10  
本郷瀬川ビル TEL 03-3812-6664

TELEPHONE 03-3812-6664  
FACSIMILE 03-3812-6828

# JUDI

## 086

20.SEPTEMBER  
2005

特集 観光と都市環境デザイン・関東

発行者:都市環境デザイン会議 広報・出版委員会

●特集: 観光と都市環境デザイン・関東	1
観光と都市環境デザイン・関東	2
1. 「感じる温泉街再生計画」	2
2. 深谷・煉瓦のまちづくり	5
3. 群馬県(旧)新治村における農村景観整備の取り組み	8
4. 浅草・伝法院通りのまち並み整備と景観協定	12
●選挙管理委員会公告	15
●事務局より	16

## 観光と都市環境デザイン・関東

作山 康

SAKUYAMA YASUSHI

都市環境研究所  
広報委員

日本の都市環境デザイン・関東編で紹介されているような、東京や横浜などの都市的観光地や、小江戸川越・栃木・佐原などの東京周辺の観光地や、関東ブロック内の各県でも小田原や水戸、甲府、小布施、松本など、歴史的都市を中心に都市環境デザイン事例を紹介される機会は多いが、その他の都市については、意外に情報が少ないのではないか。近年は、その他の都市でもいろいろな取り組みがなされ、その中でも現在進行形のところも含めて、小さな都市でも参考となりそう地場の資源を活かした都市環境デザイン事例を取り上げてみたい。

栃木県の塩原温泉郷は、明治～昭和初期までは、文豪達に親しまれた美しい紅葉を始め温泉郷の風景としても風光明媚で格の高い温泉地として知られていたが、現在は近くの鬼怒川温泉ほど団体客向け温泉ではないものの、小さな温泉地のイメージくらいにしか印象が無いかもしれないが、近年、少しずつ魅力的な温泉地として生まれ変わりつつある。まち並み景観は今後の課題だか、小さな町(現在は那須塩原市として合併)にできる最大限の投資かもしれない。

埼玉県深谷市は、まだ主要な観光地としては成長してはいないが、渋沢栄一の出身地で、日比谷の官庁街でレンガ需要が増えることを見込んで渋沢が作らせた深谷レンガ工場や、深谷レンガを活かした多くのレンガ建物が多く残されている。残念ながらここもまだ発展途上で、これらの資源が十分活かされていないが、これらの資源を磨き上げれば、川越クラスに注目される可能性は十分にありそうである。財産を身内や地元に残すことを好まなかつた渋沢は、実はこれといった建築物や施設を残してはいないが、氏の功績をたたえ、東京駅を模したJR深谷駅はご存知の方も多

いと思う。

ややキッキュな印象をもたれるが、現地に行くと意外にしっかりと作られているのに驚かされる。市が進めるレンガ外壁の新築・改築時補助はユニークで、いろいろな意味で参考となる。

群馬県新治村は、広域的には意外に知られていないが周辺の人々には人気のある豊かな農村で、農村観光地として注目されつつある。農村地として普通の生活を営みながら、真の豊かさを多くの人々に体験できるよう工夫され、大量の観光客目当てに身の丈に合わない観光地となっていない点は評価される。日本中がこのような密度やバランスで街づくりがされるのであれば、イナゴの集団が話題の観光地を食い荒らして飽きられることも無いのではないかと考えさせられる。

最後の大都市の中に位置する浅草は、年間1千万以上の観光客が来るといわれていながら、その多くは浅草寺と仲見世通りに集中し、その後お台場などの都市的魅力のある観光地へ移動してしまう悩みを持っていた商店街での試みである。短期間に景観協定とともにファサード整備を実施できたのは、つくばエクスプレス駅の開業という目標や、都・区の手厚い補助金が影響しているとはいいうものの、ファサード整備の効果が如実に現れている事例として注目される。

関東では東京都心部や横浜などが異常な人々の集中を見せる一方、関東の地方部では中心市街地問題とともに観光地の衰退という課題を有しているところも多い。しかし、ニーズとしては日本のいろいろなまちの魅力に触れたいと思っているのではないかと思いたい。一発大逆転の発想から、身の丈にあった小さな魅力の塊をつくることが、サステイナブルな観光地を形成するのではないか。

## 「感じる温泉街 再生計画」 ～塩原温泉郷の取組～

花島 伸幸  
HANASHIMA NOBUYUKI  
株式会社・環境建築

### 1. 開湯 1200 年の歴史を持つ塩原温泉郷

栃木県北部に位置する塩原温泉郷は、大同元年（806 年）に温泉が発見され、今年で開湯 1200 年を迎えるが、天下の景勝の地、塩原温泉も、もとから発展していたわけではない。塩原街道（現国道 400 号）は、昔は道幅が一間程度しかなく大変危険な道だったが、明治 17 年（1884 年）に、東北本線西那須野停車場からのアクセス整備等が行われ、塩原への東京地方の観光客が大幅に増加した。特に「塩原御用邸」が誕生してからは、華族・政府の高官・軍人などの比較的上流階級の人達が多く訪れるようになり、夏の避暑や秋の紅葉の時期には多くの人が温泉郷を賑わすことになり、尾崎紅葉をはじめ、数多くの文人達も塩原温泉郷を訪れ、塩原の美しい自然を自らの小説、詩、歌の中に残していく、塩原温泉郷の温泉と風景が広く知れ渡ることとなった。

### 2. 観光産業と景観

塩原温泉郷は、70 あまりのもの滝、日本で最初の自然研究路を持ち「日本森林浴百選」にも選ばれた美しい原生林や水清らかな湿原など四季を通じて訪れる人たちに多様な表情を見せてくれる。明治時代には避暑地として親しまれていたが、年間を通して観光客が訪れるようにと、旅館の主人やお寺の住職ら地域の住民が中心となり街道沿いに紅葉を中心とした広葉樹を植樹し、新緑も紅葉も楽しめる魅力的な景観が形成されてきた。

これらを背景として、箒川沿いの谷間に連なり川や山の景観を活かした塩原温泉郷は、年間 300 万人を超える観光客を迎え入れ、地域の就業人口の半分近くが温泉を中心としたサービス産業に従事するなど、観光が地域産業の中核を形成しており、農業と観光の連携によって自然と共生する観光都市を目指している。

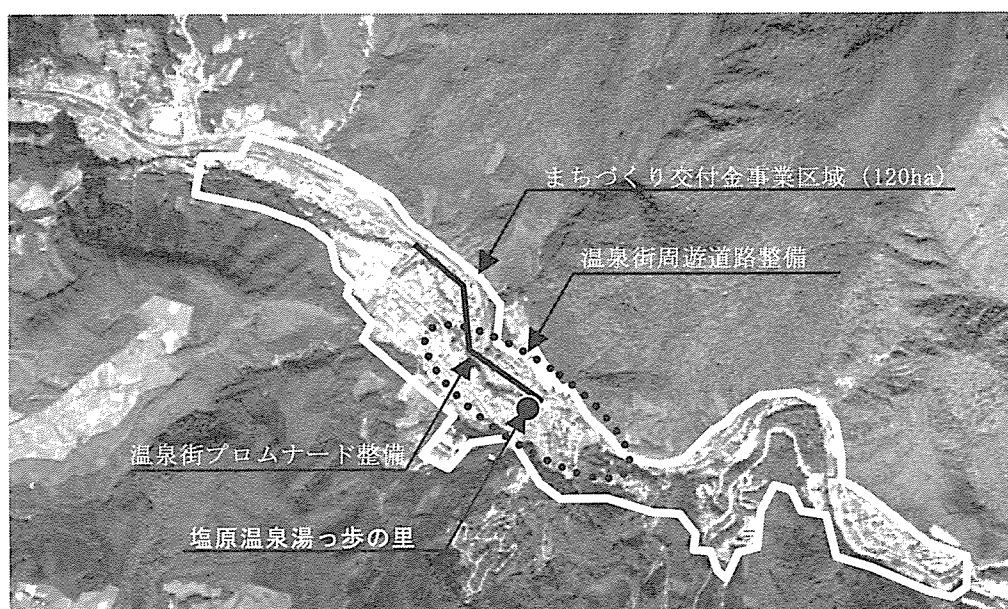
### 3. 「感じる温泉街再生計画」

現在、内閣府が推進する地域再生計画の指定都市に認定され、広域的な交流連携の促進と観光産業の活性化を図るための様々な事業が進められている。

「感じる温泉街再生計画」という名付けられた地域再生計画は、温泉街を「歩いて楽しむ」テーマとして、人が歩くことにより、これまで宿泊施設や観光スポット等の点で途切れがちだった観光客を、線あるいは面で結び温泉街の回遊性を高めると共に、塩原の自然に抱かれながら、温泉街の情緒や人情を感じられる、古き良き時代の温泉街を創造することを目指している。

また花いっぱい運動や清掃活動など観光を生業としない住民との連携の下に、地域が一体となって観光客を迎える体制と仕組みをつくり、多くの人を迎える観光地という地域で生活するものとして、「暮らしの中の観光地文化の創生」により住民がいきいきと暮らすまちづくりを実現し、地域の活性化を図るものとしている。

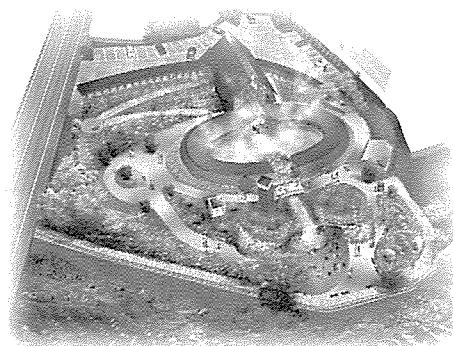
地域再生計画の主要事業は以下のとおりである。



まちづくり交付金事業計画概要

## ● 「塩原温泉湯つ歩の里」

開湯 1200 年記念事業の温泉街散策拠点施設として今年 7 月にオープンする「塩原温泉湯つ歩の里」は、敷地内より湧き出る温泉を利用し、約 8,000 m<sup>2</sup> の敷地の中に全長 60m の「日本最大の足湯」、美しい自然を映し込み、幻想的な風景を作り出す温泉の「鏡池」、塩原を代表する静と動の環境を演出する「湯霧・間欠泉」、温泉の飲泉が体験できる「飲泉堂」など、塩原温泉を象徴する特色ある体験型の観光拠点として整備される。また敷地内では、白加賀梅、白侘助などの椿やツツジなどさまざまな銘木をはじめ桂、桜などの花木や草花が植えられ四季折々の花ごよみが観賞でき、開湯 1200 年にふさわしい回遊温泉庭園として散策が楽しめるようになっている。



「塩原温泉湯つ歩の里」完成イメージ

### <施設概要>

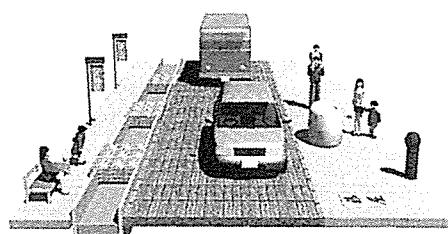
敷地面積 : 5,939 m<sup>2</sup>

延床面積 : 800 m<sup>2</sup>

構造／規模: RC 造+木造／平屋建  
駐車台数 : 29 台

## ● 温泉街プロムナード

現在、塩原温泉郷の中心街を走る国道 400 号は大型トラック等の交通量が多く、観光客がゆっくりと安全に散策を楽しむことが難しい状況にあったが、塩原温泉郷の中心街を迂回する下塩原バイパスが計画決定されたため、温泉街のにぎわいと情緒を感じながら「まち歩き」ができるよう国道 400 号の一部は歩行者優先道路としてプロムナード化される。プロムナードでは、電線の地中化、石畳みの舗装、休憩施設やサインの設置などの景観整備に加えて、にぎわい創出のためにイベントの開催やオープンカフェの実施が検討されている。



温泉街プロムナード整備イメージ



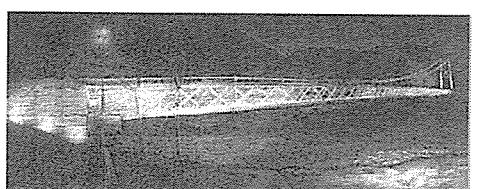
交流広場整備イメージ

## ● 温泉街周遊道路整備

温泉公園を中心として温泉街～プロムナード～筈川を回遊できる周遊道路の整備と、プロムナードや吊り橋などの夜間景観照明により、温泉街の昼間と夜間の顔づくりを行い、多様な魅力を創出する。周遊道路の整備にあたっては、ビューポイント、観光ポイント、ヒューマンポイントの 3 つのポイントを考えながら、所要時間や物語や演出に応じた様々な周遊コースを設定すると共に、パークコンダクターやボランティアガイドの育成、活用によって、観光客が塩原温泉郷の様々な魅力を体験できるような情報提供を行っていく。



温泉街周遊道路整備イメージ



夜間景観照明整備イメージ

## ●塩原温泉お散歩小路マップ

「感じる温泉街再生計画」の円滑な推進に向けて、様々な課題を検討協議していくため行政主体ではなく地域の住民が中心となって進める「塩原温泉活性化推進協議会（以下、協議会）」を設立され、官民学の組織で構成される。協議会は市が進める地域再生事業と地域産業との連携を推進する役割を担い、現在、各地区の魅力を再発見し、地域再生計画の実現に向けた具体的な方策や重点課題の抽出を目的とした塩原温泉お散歩小路マップを作成するなど住民参加型のまちづくりを支援している。

### 4. 塩原温泉郷への期待

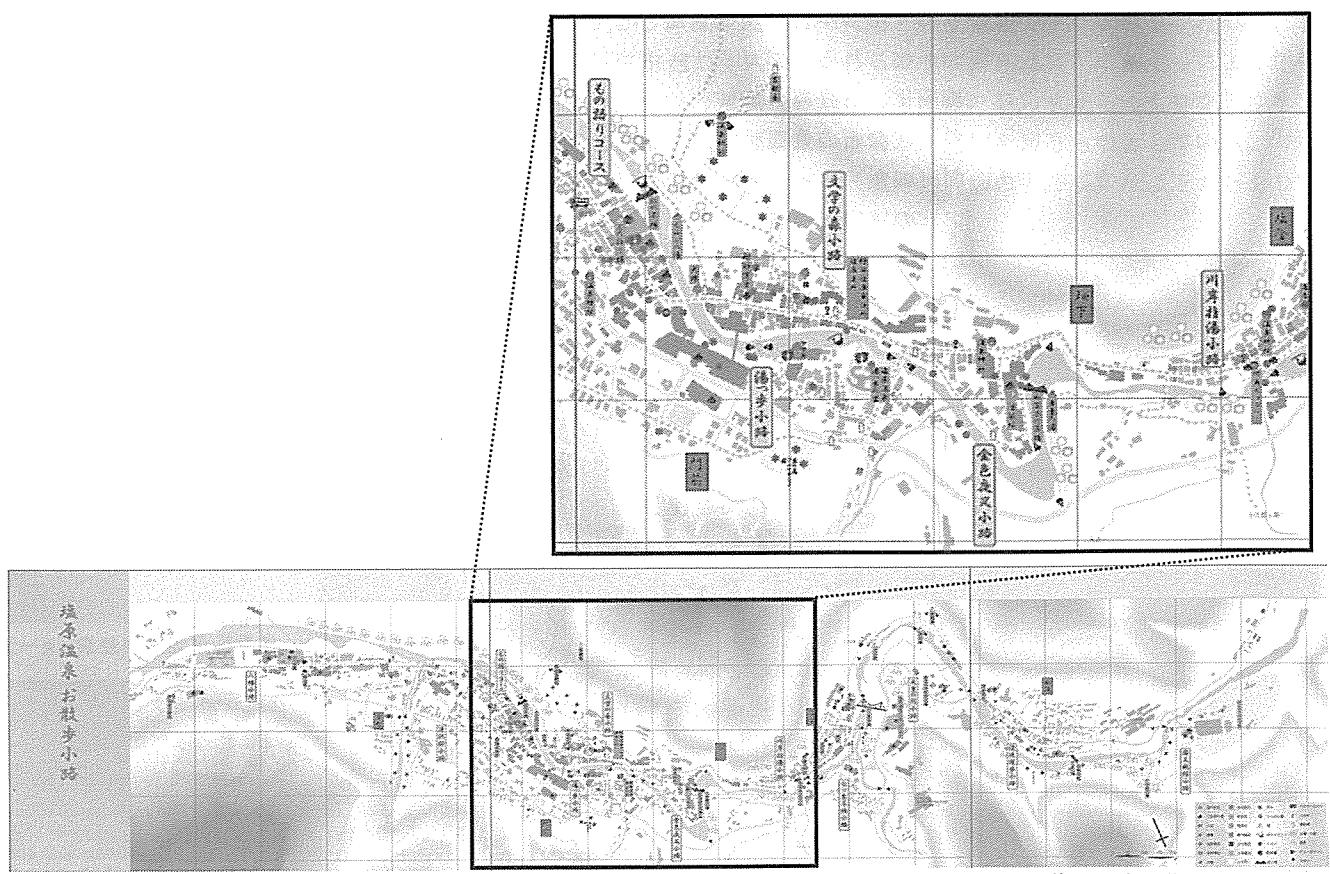
21世紀は環境の時代といわれているが、観光産業が地域産業でもある塩原温泉郷では、観光資源としての自然景観の保全、再生はいうまでもなく、これからは地域に根ざした生活の工夫、知恵など、生活の風景そのものも「生活美」として観光資源になる時代を迎える。

温泉街の情緒を感じ、ゆっくりと散策を楽しめる新しい風景をつくっていくためには、環境に配慮し自然と共に存する視点で景観デザインを考えることが重要である。

同時に景観デザインは空間や場といった「しつらえ」だけではなく、訪れる人々に対する「もてなし」の心を持って、「しつらえ」をいつまでも美しく維持管理していくための仕組みを市民の手でつくり、継続していくことが重要となる。

「町が健康なら川も健康、町の住民が病んでいれば川も病んでいる」は、国土交通省の河川政策を転換させた市民による実践的な「まちづくり」の先進地となった元愛媛県五十崎町町長「亀岡徹」氏の言葉だが、塩原温泉郷には五十崎町同様にモミジの植栽を市民自ら行ってきた歴史があり、地域再生計画を契機としたまちづくりへの積極的な市民参加がスタートした。

これから始まる地域再生計画において、ハードとソフトが融合した新しい魅力が生まれ、市民が自分のまちに誇りを持つことにより、塩原温泉郷に市民と観光客のふれあいと交流が生まれ、そして広がっていくことが期待される。



塩原温泉お散歩小路マップ

## 深谷・煉瓦のまちづくり

原田 麻  
HARADA ASA  
株都市環境研究所

「深谷と言えばネギというのが一般的には知られているところですが、煉瓦を連想する人は少ないのでしょうか…。」というのが、「深谷の煉瓦物語」（深谷市教育委員会編集）の序文書き出しである。

その深谷市では、現在、誇るべき地場素材である煉瓦を活かしたまちづくりに取り組み、煉瓦の街の歴史をさらに新しく切り拓こうとしている。

### 1. 深谷と煉瓦産業のはじまり

深谷での煉瓦産業のはじまりは、明治新政府が官庁街建設のための煉瓦生産地を求めていた時、渋沢栄一翁が、地元深谷で盛んな瓦産業、周辺の利根川流域一帯で採れる良質な粘土など、この地を井上馨総裁に薦めたことがきっかけであったといわれる。

日本初の本格的機械式煉瓦工場として誕生した株式会社日本煉瓦製造は今も煉瓦づくり110年の老舗企業として健在であるが、明治後期には、東洋一、二とも、関八州の霸王と呼ばれる隆盛を見せた。

東京駅、日銀旧館など国内の著名な近代の著名煉瓦建築の多くには深谷煉瓦が使われている。

日煉敷地内にも、煉瓦の産業遺構が残り、煉瓦の大量生産のためのホフマン輪窯6号、変電所、旧事業所（木造、基礎に煉瓦を積んでいる）は、国の重要文化財に指定されている。

### 2. 中心市街地のまち並みを彩る煉瓦建物

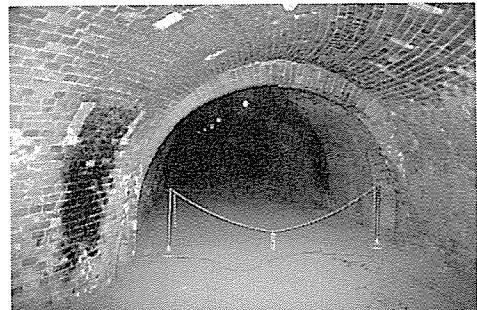
深谷の中心市街地は中山道深谷宿として栄えた地であり、その範囲を示している東西の常夜燈の間は約2kmにわたる。漆喰の蔵や町家が今も宿場の歴史を偲ばせる。

その中に、赤煉瓦の建築物も点在している。その赤は、漆喰の白、瓦の黒とのコントラストを見せつつ、「対立」というよりも独特の「和」の感覚がある。従来の蔵や町家が持つ意匠をさりげなく採り入れている所もその要因ではないか。

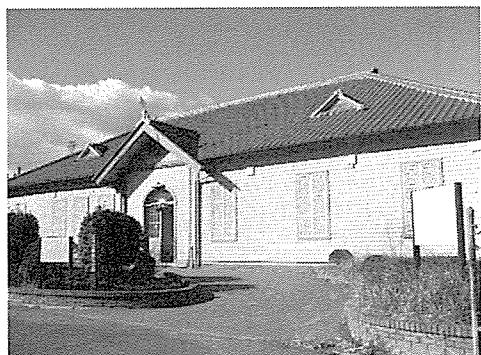
これらがもっと連なっていただろう当時の風景を見てみたかったと思う。

残された煉瓦建物を見ると、見た目の相違工夫も加えられ、素敵な感じだ。

中でも酒造藤橋藤三郎商店の角煙突、滝沢酒造の丸煙突は低いスカイラインにすくと立ち深谷ならではのランドマークとして存在感を發揮している。



①横円形のドーナツ状の空洞が18に仕切れられ、機つかの工程をくり返して煉瓦を焼き上げていく、国内に現存するものでは最大規模のホフマン輪窯6号



②基礎に煉瓦が使われている日本煉瓦史料館（旧事業所）



③煉瓦の垂壁と高く幅広のうだつが迫力のある町家



④蔵や町家の背後に突き出る滝沢酒造の丸い煉瓦煙突



⑤お寺の堀にも煉瓦が使われている

### 3. 近代煉瓦建造物の保存・活用

#### 【誠之堂、清風堂の移築保存】

世田谷にあった渋沢翁ゆかりの建物で、あわや取り壊しという6日前に、深谷市に引き取ってくれまいかという話があり、間一髪で移築保存を決めた。煉瓦造建築の移築は世界でも初めてであり、切断技術を駆使した難工事だったそうである。

#### 【地元NPOによる煉瓦倉庫の保全・再生】

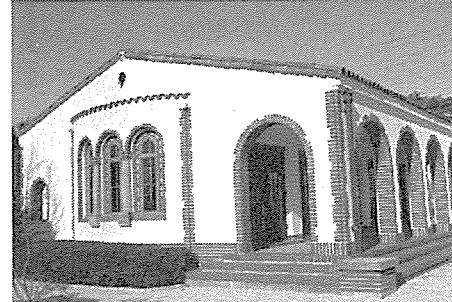
所有者の依頼を受けた地元NPO団体、深谷にぎわい工房の方達の手によって改修され、再生プロジェクトによって市民のための多目的スペースとして生まれ変わろうとしている。

#### 【引き込み線跡地の遊歩道】

かつて、日煉から深谷駅まで、煉瓦や材料の搬送用に使われていた引き込み線跡。約4kmの区間を、遊歩道と「あかね通り」として整備している。途中に残る鉄橋は、日本最古のプレートガーダー橋。



⑥誠之堂。渋沢翁の喜寿の祝いに大正5年に建てられた煉瓦造。一度解体しないと目にすることのない刻印により深谷産煉瓦であることが確認された。関係者の方々の大感激が目に浮かぶ。



⑦清風堂。渋沢翁の後継者、佐々木勇之助の古希を祝って大正15年に建てられた初期のコンクリート造。アーチのテラスに煉瓦の乱れた縁どりなど素晴らしいデザイン。



⑧誠之堂の外壁に、「喜寿」を煉瓦で図案化。目地の質感や煉瓦の微妙な色遣いがとても良い感じだ。

### 4. まちなかに煉瓦建物を増やす取り組み

#### 【深谷駅舎の建設】

東京駅舎の煉瓦に深谷煉瓦が使われていた（但し、構造材として）ことに因み建てられた。まさにブチ東京駅で、コンクリート造に赤煉瓦タイル貼りであるが、プロポーションや陰影など美しい外観であり、模倣にありがちな軽薄さは感じられない。

#### 【レンガのまちづくり条例】

市民によるレンガのまちづくりの支援策として、平成8年に施行されたもの。レンガ及びレンガ調タイルを使用した建築物の建築主に対して奨励金を交付する。

建築物が対象であり、外構は含まれない。

奨励金額は、煉瓦の使用面積割合に応じ、建物の固定資産税、都市計画税相当額の一部又は全部を3年に渡って交付する。

使用は煉瓦又は煉瓦調タイルとされ、色見本が示されている。



⑨あかね通り沿いに保存されているプレートガーダー橋(重文)



⑩NPO 深谷にぎわい工房により管理運営されている柳瀬金物店倉庫。

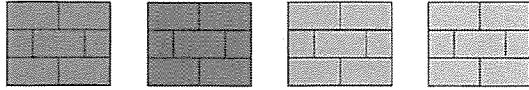


⑪深谷駅。総工費35億円（JR施設分を含む）。手前は市民ボランティアの手で植え、手入れされているガーデン空間。

## 条例のポイント

- ◆この条例は、平成13年8月1日施行です。
- ◆レンガ等を外壁に使用した建築物の建築主に、奨励金を交付します。
- ◆対象は、新築・改築・増築の建築物で、全体外壁面積の25%以上に、レンガ等を使用しているものです。（道路に面する外壁には50%以上レンガ等を使用する必要があります。）
- ◆少なくとも、建築物の敷地が接する道路の1つが通り抜けになっている必要があります。
- ◆レンガ等とは、レンガ及びレンガ調タイルで、次の色見本を参考として使用したもののが対象となります。

色見本



- ◆レンガ建築物の指定申請は、建築物の完了検査を受け、検査済証を交付された日の翌日から30日以内に申請していただきます。
- ◆奨励金の額は、外壁に使用されたレンガ等の面積割合に応じて決定されます。
  - ・レンガ等使用面積割合80%以上：固定資産税、都市計画税相当額
  - ・レンガ等使用面積割合50%以上80%未満：固定資産税、都市計画税の1/2相当額
  - ・レンガ等使用面積割合25%以上50%未満：固定資産税、都市計画税の1/3相当額
- ◆奨励金の交付期間は、3年間となります。（ただし、市税滞納者の奨励金は取消されます。）

平成13年に改正され、規模要件を撤廃したことなど適用しやすいようバージョンアップした。



⑬奨励金の適用を受けた建物

⑭奨励金の適用を受けた建物

⑮右：奨励金の適用を受けた建物  
左：素材の規定に合わず、適用を受けられなかった建物

制定後10年を経過し、平成16年9月29日現在で、この条例による奨励金の適用実績は49件となっている。

担当者の方は、煉瓦を使った建築物が増えてきたこと、普及啓発効果があることなどを効果として挙げ、一方で課題として中心市街地内での適用が少ないと、なかなか目指すような連携した形となっていかないことを挙げられていた。

### 4. ユニークな地場産業活用まちづくり

深谷市では煉瓦以外にも切り花という生産量日本一の強力な地場産業があり、これを活かし、ガーデンシティふかや構想として、公共空間やまちなかで、ガーデニングを展開している。支えているのは市民ボランティアの方々であり、アダプトプログラムによる支援の充実が図られている。

駅前、街路、あかね通り、駐車場など、花で彩られた空間は、参加市民の手練を感じられ、深谷の街の特色となっている。

### 5. 今後への期待と課題

ここで紹介した取り組みの数々に触れ、とてもピュアで素朴、そして真摯な姿勢を感じることができた。

このことを前提に、最後に、レンガのまちづくり条例について感じた今後への課題や期待を3点書き出してみた。

①適用の可能性を広げたり、面積要件だけではない、質的な評価軸を加えられないだろうか。例えば清風堂の煉瓦の縁どりのように使用面積が小さくとも美しいデザインに特例を認めるなど。質の評価、施工に至る管理など困難な面もあるが、そんなデザインレビューの仕組みがあると、深谷流美しい煉瓦使いの確立など、さらに誇らしい煉瓦の歴史につながっていくように思う。

②この条例と併行して、ガーデンシティという素晴らしい取り組みが進められている。是非、これうまく組み合わせて欲しい。外構は建築に比較すれば、レンガを取り入れやすい場面であり、建築の算定方法とは異なる評価の枠組みを設けることも可能ではないだろうか。

③深谷市でがんばっておられる市民や企業、行政の方々には、どうか、これらの取り組みをさらに持続・発展させていっていただきたい。

これは深谷のまちという窓に熾きた火であり、この火が消えない限り、きっと深谷市の人達のレンガへの思いがまち並みに形として、もっと現れてくるようになると思う。

## 群馬県（旧）新治村における農村景観整備の取り組み

南 賢二

MINAMI KENNJI

㈱ラック計画研究所

### 1. 旧新治村と農村公園計画

群馬県新治（にいはる）村は、平成 17 年 10 月に水上町、月夜野町と合併してみなかみ町となった。旧新治村（以下新治村と記述）は群馬県北端の上越国境に位置し、谷川連邦の 2,000m 級の山岳を背に、村域の約 84% を森林が覆う人口約 7,600 人の村であった。

村内の集落は、標高約 300m～700m に位置し、冷涼な気象条件の下に明治から昭和初期まで養蚕を主産業としてきた、典型的な中山間地域の村である。村内には武藏、上州、越後を結ぶ三国街道（現国道 17 号）が三国トンネルに向かって谷筋を登り、その沿道や周辺には猿ヶ京、湯宿、法師などの中小の温泉地が立地するなど、交通条件や観光資源には比較的恵まれた村であった。

### 2. 農業と観光による村づくり

戦後の養蚕の衰退とともに、村の農業は畜産やリンゴを中心とした果樹への転換が進められたが、厳しい気象条件や地形条件から生産性の向上は容易ではなく、人口は年々減少する傾向にあった。

そのため、村では村民と共に昭和 50 年代中頃から農業と観光との一体的な推進施策の検討を開始し、試行錯誤の末、平成 2 年に全村を対象とした「新治村・花と稔りの農村公園構想」をとりまとめた。

これは近年謂う所の“グリーンツーリズム”計画であり、村と村民はこのマスター プランに基づいて、そば打ち、こんにゃくづくり、木工、竹細工などの様々な農村文化の体験ゾーンや果樹観光ゾーン、田園環境との触れ合いゾーンや森林レクリエーションゾーン、ダム湖を活かした水辺のレクリエーションゾーンなど、ソフトとハードとを組み合わせた多様なグリーンツーリズムの受け皿整備を着実に推進してきた。その結果、グリーンツーリズムだけでも、年間約 45 万人の人々が訪れる農村となった。

### 3. 景観条例の制定

新治村が展開してきた地域振興施策の優れた点は、村民の合意形成を踏まえた明確な将来ビジョン（マスター プラン）の策定と、ソフト重視の着実な事業展開、そしてグリーンツーリズムの基盤条件である農村景観の保全整備を、長期にわたって地道に推進してきた点にあると言えよう。

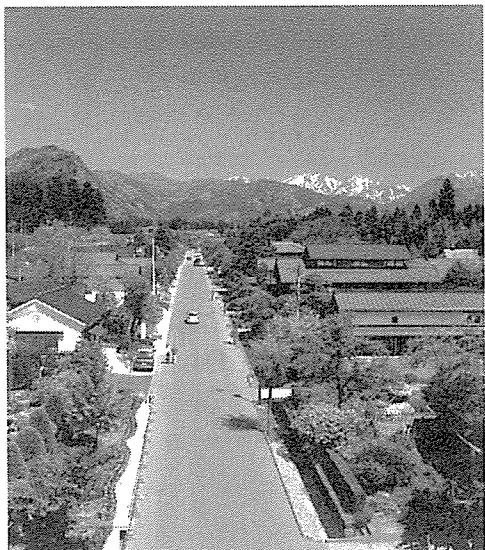
新治村では“農村公園構想”的検討にお

いて農村景観保全の重要性を認識し、並行して「景観条例」の制定に着手した。その背景にはリゾート法（総合保養地整備法）の重点整備地区の指定と、各地におけるリゾートマンション等による自然景観や農村景観破壊の実態への危機感もあった。

景観条例の制定にあたって、村では先ず“ふるさと創生資金”的一部を活用して、2 カ年で約 30 人の村民を、専門家の同行の下にドイツ、スイス、オーストリア等の農村地域に派遣し、先進地域における農村景観整備の動きや意義、その方法をつぶさに体験させ理解させた。これと並行して村民代表を中心とした 21 人による景観審議会を設置し、景観条例や景観形成基準等の審議を進めた。

新治村の景観条例の特徴は、景観形成地区及び景観協定地区を指定し、これらの地区に景観形成基準を設定して、モデル的な景観誘導進めると共に、景観の誘導を促進させるために、個々の住宅の新築・増改築時における、屋根や外壁工事等への思い切った補助金交付制度を整備した点にある。

これにより、住宅建築における景観配慮についても、住民理解の獲得や意識の向上が比較的効果的に進み、景観協定地区を主体とした集落景観の改善は、徐々にではあるが停滞することなく進んだ。また、環境や景観保全施策となる「開発指導要綱」の強化も図り、平成 1 年度には「景観条例（美しい新治の風景を守り育てる条例）」をとりまとめた。



旧新治村の須川宿の街並み。カラフルであった屋根の色彩統一や宅地外構部の整備、生活用水路の再生や電柱の宅地背後への移設等が進み、心地よい落ち着いた街並景観が実現しつつある。

#### 4. 農村景観保全・整備の課題

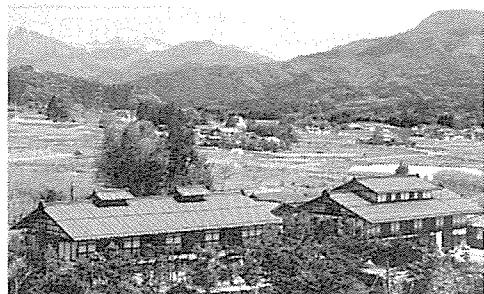
リゾート法に基づく開発行為や土地の売買の動きが具体化しつつあった平成元年当時、村では「景観条例」を推進するための「景観計画(ゾーン別景観形成指針、平成2年)」や「景観ガイドライン(平成3年)」の策定も緊急に進め、さらに景観セミナー等による村民への景観保全や景観形成事業への周知も進めた。

また、農村地域の景観整備の条件や手法は都市地域とはやや異なるため、新治村では農村景観の保全に向けた独自の取り組を試行錯誤で展開した。この景観整備条件の違いは例えば以下のようなものである。

一般に用途地域の線引きが実施されている都市計画区域内では、第1種低層住居専用地域や商業地域等の用途地域によって土地利用と景観タイプがほぼ規定されるため、関係者の理解の獲得さえできれば、景観ガイドライン等による景観誘導は比較的実施しやすい。しかし、農村景観は、農業という産業景観と、背後の里山や森林の自然景観や林業景観そして農村集落の景観といった、用途の異なる土地利用が複合化した景観であり、景観の規制や誘導の仕方はより複雑化せざるを得ない。

また、景観の保全や誘導という観点から見た場合、例えば「農業景観」は、農業が継続的に安定して営まれることによって維持される景観であり、中山間地域では高齢化や村外への転出等で営農が放棄される事により、雑草の繁茂した荒廃農地や廃車置き場、土砂や産廃集積場等が出現してしまうことになるため、営農継続のための政策的な取り組みが重要な景観対策となる。

また「集落景観」についても、新治村のような旧養蚕地域では、総二階で延べ床面積が百坪以上もある大きな養蚕農家住宅が数多く存在する。これらの養蚕農家住宅は、地域の気候風土を踏まえた、蚕の生産と生活に適合した構造である出桁梁の真壁造り、小屋組のついた切り妻屋根などが特徴となっており、その集積がこの地域固有の農村集落の景観を形づくっている。しかし、放置しておけば今後の建て替えに伴って、国内各所に見られるような風土性とは無関係な画一仕様のプレハブ住宅や輸入住宅等が入り込み、伝統的な農村集落の景観は破壊され、グリーンツーリズムの存続基盤である田園景観は壊滅することになる。



伝統的な養蚕農家住宅と、周囲に広がる農地と背後の里山の景観

残念ながら、我が国では西欧各地の農村地域等に見られるような、厳格なルールで守られた伝統的な農村集落景観の保全政策や、それを支持する社会的な合意は、文化財指定でも受けない限りは存在しない。また住宅メーカー等による、風土景観に配慮する景観倫理も全く期待することができず、伝統的な農村景観の保全は風前の灯火の状況にあると言わざるを得ない。

新治村では、このような中山間農村地域特有の景観課題を抱えながらも、何とか群馬県北部地域の風土性を有する農村景観を守ろうと、この十数年間、試行錯誤の検討を進めてきた。その取り組みの内容は以下のようなものである。

#### 5. 農村景観の保全・整備手法

##### 1) 農村景観の空間構造

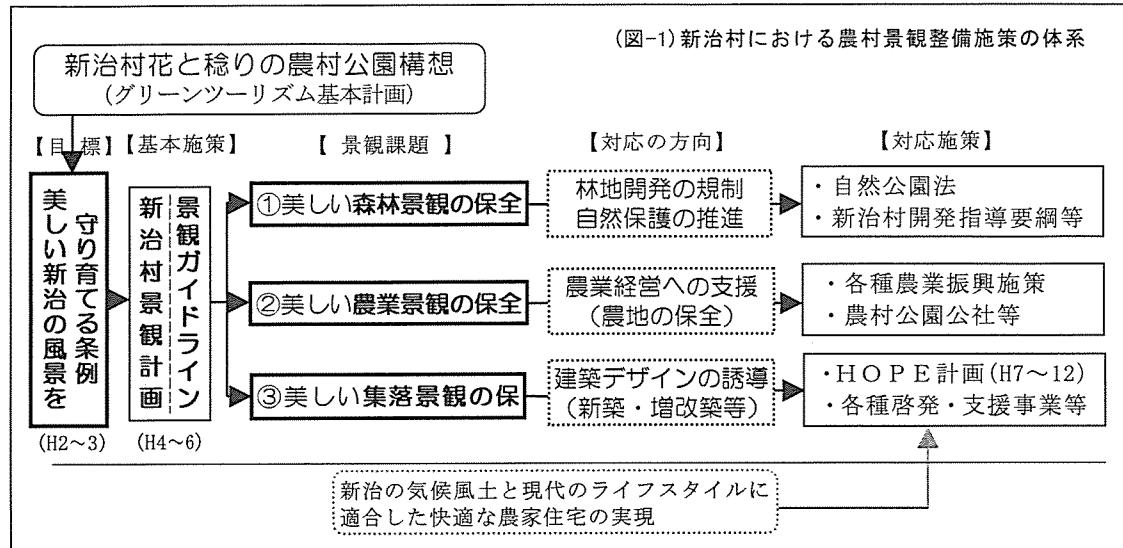
新治村のような中山間地域の農村景観は、「①里山や山岳の森林景観」、「②農地の景観」、そして「③農村集落の景観」の3つの景観領域に大別される。この3つは、先述したように“自然景観”と“産業景観”と“生活景観”という全く異なる特性を有する空間であるため、保全や誘導の手法もそれぞれ異なる。したがって、景観形成指針や景観ガイドラインを適切に組み合わせながら、それぞれ独自の保全・誘導施策を検討していく必要がある(図-1)。

##### 2) 景観保全・誘導施策の考え方

###### (1) 里山や山岳の“森林景観”的保全

「森林景観の保全」は、都市における“風致地区”と同様に、大規模な地形の改変や樹林の伐採を防ぐことが基本的な景観施策となる。その上で、さらに整備施設の配置位置や高さ、色彩等を規制していくことが必要であり、そのための手法としては「開発指導要綱」等による厳しい監視と指導を基本として、景観条例や景観ガイドライン

(図-1) 新治村における農村景観整備施策の体系



による誘導施策を組み合わせていくことが比較的有効な施策となる。

### (2) 農業景観の保全

先述したように「農業景観の保全」は農業景観の保全であり、都市で言えば、準工業地域の家内制手工業群の街並み景観を保全するような観点からの取り組みが必要であり、産業への経営支援策が景観保全施策にもなり得る。特に新治村のような中山間地域においては、農家の高齢化に伴って耕作放棄地が増加し、農地への植林や産廃置き場等への転売等が生じると、将来の農地の集約化が困難になり、農業の再生も不可能となつて田園景観は破壊される。それを避けるためには、農地を容易には手放さない高齢化農家等に対して、地道な営農支援を行うことが景観保全の第一義的な方策となる。新治村では平成5年に設立された(財)農村公園公社が、実質的にその役割を担つており、公社では耕作放棄農地を耕し、そばや大豆を蒔き、管理は高齢農家自身にゆだね、収穫後の農産物を相場よりも2割程度の高値で買い取り、利幅の大きい公社事業のそば打ち体験や豆腐造りに使用して帳尻を合わせている。

これが中山間地域の農地景観の保全手法であり、ビニールハウスの足元の修景や畑の法面への花による修景等は、景観ガイドラインにより対応が図られている。

### (3) 集落景観の保全

養蚕農家住宅群を主体とする「集落景観の保全」については、多数の住民の私権や居住環境に大きく関わる問題であり、農村景観の保全上最も困難な分野である。都市のスプロール化の影響をほとんど受けない新治村では、先述したように養蚕農家住

宅が多数存続しており、その保全や改修そして新築住宅に対する景観誘導の方法が大きな問題となった。そのため、村では平成5年に建設省(当時)の地域住宅計画(HOPE計画)を導入し、以下のような集落景観の保全誘導策の検討を開始した。

HOPE計画導入の主たる目的は、新治村の住宅建築様式の特性を明らかにし、伝統的な農家住宅と景観的に調和する、現代型の農村住宅(新治型住宅)の仕様を明らかにすると共に、その普及を図る事にあった。

#### ①住宅様式等の調査

策定開始と同時に、先ず村内の工務店、大工、建築家等10名程によるHOPE研究会を招致し、新治村の伝統様式を踏まえ、地域の気候風土に適合し、現代のライフスタイルに対応する“新治型住宅”的検討を開始した。これと並行して、前橋市内の設計事務所の協力も得て、村内の新旧の住宅に関する敷地割りや建築年代別の間取り変化、増改築の傾向、宅地外構の特徴等に関する住宅調査・分析を実施した。また、村内の住宅生産技術者に対するヒアリング調査、村民アンケート、現代住宅の要請事項である環境共生やバリアフリー等に関する調査分析も実施した。

#### ②新治型住宅仕様のとりまとめ

それらの調査成果を元に、HOPE研究会会員との2年間の議論を経て、平成7年には“新治型住宅”的様式や考え方に関する“村民向け”と“住宅生産技術者向け”的パンフレットを作成し、村内全戸及び住宅生産技術者に配布し、さらに村報による広報や景観セミナーが行われ、地元住民と地元工務店等による新治型住宅の建築も開始された。



周囲の集落景観と調和する「新治型住宅(新築)」。夏は通風を確保し、冬は高気密高断熱を確保する間取りや仕様となっている。

### 3) 普及啓発事業

新治型の住宅様式の取りまとめまでは2含め、景観意識の定着化をどのように図つて行くかであり、新治村では以下のような3段階の啓発事業を継続実施した。

#### (1) 普及啓発事業の進め方

景観に関する普及啓発事業では、村民の景観への関心度を3つの段階に分け、各段階毎の啓発事業を経年的に継続実施した。

##### <普及啓発事業の段階>

- ①景観づくりに関心をもってもらう事業
- ②景観づくりに関心を持った人に情報や知識を提供する事業
- ③景観づくりに積極的に取り組もうとする人達を支援する事業

詳細を述べるスペースは無いが、各段階に対応した景観啓発事業については、既に平成2年頃から実施している事業もあるため、平成8年度以降は“新治型住宅”的普及に重点を置いた各段階の啓発事業を企画実施した。

#### (2) 普及啓発事業の概要

新治型住宅の普及に関して企画実施した事業には、概略以下のようなものがある。

- ①住宅景観カタログ：住宅生産技術者向けに、村内の伝統住宅の外観のディティールと宅地外構事例等をまとめた写真集を作成配布。
- ②住まいの手引き書：結婚時に親から土地を譲り受け、住宅を建てる事の多い村内の20～30代の若い夫婦向けに、住宅づくりのマニュアル冊子を作成。新治村の風景と調和する建築デザインの重要性もしっかりと書き込まれている。
- ③住まいづくりセミナー：これから住宅づくりを考えている人達向けのセミナー。村内の建築業者による自慢の作品のパネル展示も実施した。

④新治村景観賞：新治型住宅、宅地外構、街並み写真等に関する表彰制度。結果の村報掲載やカラーパンフレットの全戸配布などによる啓発効果も重視した。

⑤住宅相談所：村出身の建築士が3ヶ月に一度役場で開催する、村民向けの建築相談会。新治型住宅に関する説明も行う。

#### (3) 関連事業

村では平成12年から、72区画の村営宅地分譲を開始したが、ここでもHOPE研究会で検討したかなり厳しい“建築協定”を導入した。建築協定の内容に不満を述べていた大手プレハブメーカーも、通常設計よりも深い軒の出に対応した特別仕様で対応を図った。

## 6. 終わりに

### 1) 事業の進捗状況

- ・平成2年の景観条例制定から15年を経て、景観に対する村民の意識は、周辺町村等と比較すると、徐々にではあったがかなり高まってきたと実感される。
- ・新治型住宅の建築や増改築も、地元大工や工務店、行政等の努力もあって比較的着実に進んでおり、都市風の輸入住宅や洋風住宅を建てる村民はあまりいない。
- ・村民主導による地区毎の沿道修景などの修景緑化活動も地道に取り組まれており、看板類の撤去や改善も行われている。
- ・国や県による道路や河川整備においても、村内においては、景観や環境への配慮が特に重視されるようになった。
- ・啓発事業に関しては、小さな村であるための予算不足や人材不足のため、できる限り費用や手間のかからない事業を実施してきたが、その継続的な展開はけして容易ではなく、現在は停滞している。

### 2) 今後の展開

私は約18年にわたって、旧新治村の農村景観づくりや地域振興に関わってきたが、地域景観の整備は事業と言うよりも20年、30年を要する運動であり、今後も成果の発展を目指して地道に対応を図っていきたいと考えている。また将来的には、地域住民や来訪者の農村景観理解の拠点となり、また観光資源ともなる、新治村の美しい風景を写真や絵画で紹介する“風景の美術館”を整備することが夢である。

## 浅草・伝法院通りのまち並み整備と景観協定

作山 康  
SAKUYAMA YASUSHI

都市環境研究所  
広報委員

江戸中期に建てられた浅草寺の本坊(住職の住んでいるところ)である「伝法院」に面して、東西約200mの「伝法院通り」は、仲見世通りから浅草寺に進んで浅草寺手前を左に曲がった六区興行街につながる通りである。

つくばエクスプレス駅の開設を契機に浅草への誘客と地域活性化を促進するため、道路の改修とともに店舗外観を改装し、江戸まち風にまち並みを再現したことで注目されている伝法院通りは、浅草伝法院通り商店街振興組合と伝法院通り商店会の2つの商店会で形成されている。以前から呉服店、つげ櫛などの買いまわり品の専門店があり、古着屋などの小さな店が並ぶ通りといったほうがわかりやすいかもしれない。

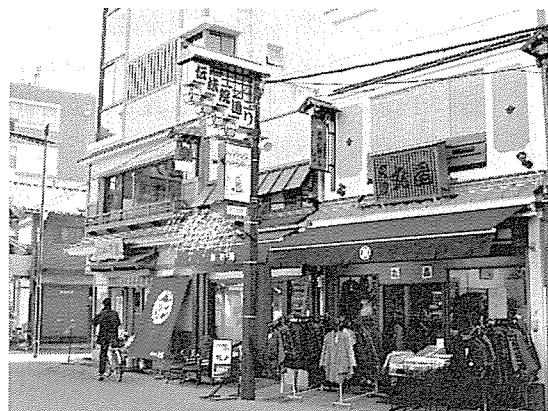
浅草における課題としては、以前から観光客の多くが雷門・仲見世から浅草寺の南北の往復が中心で、浅草の面的な魅力を享受してもらえないことが大きな悩みであった。国際通りに開設される新駅により、東西の賑わいと回遊性を高める目的で、東京都の地域連携型モデル商店街事業の第1号(同事業には世田谷区祖師ヶ谷大蔵駅周辺ウルトラマンまちづくりプロジェクトもある)として、都及び区(区街並み景観整備支援)の補助制度を最大限活用した事例である。この事業は商店会(法人化は必ずしも前提ではないが補助限度額に差がある)が地域住民と協議会を設置し、区と連携して地域おこしやまちづくりにとり組む事業を支援するもので、景観協定の締結と都のモデル指定を前提に、最大9/10補助を受けられる事業である。これまでにも同様な補助事業で2/3(都・区各1/3)補助があつたが、5年間の期間限定で魅力的な補助事業が登場した。

伝法院通りの見所は、土系舗装や街路灯整備、天水桶、半鐘などストリートファニチュア等による道路のグレードアップだけでなく、むしろ景観協定に基づくファサード等のまち並み整備に特徴がある。1件のもれもなく全ての店舗が次のような改修を行った。また空き地も、番屋としてまち並みを連続させるよう1階部分だけのファサード整備を行っている。

- 5階以下の店舗ファサードの改修統一  
瓦葺・瓦棒葺の屋根や板張り風・白壁塗り風の外装、窓格子の取り付け
- 可動式オーニングの設置  
江戸まちの暖簾をイメージ
- 木製統一看板
- シャッターマーキング  
水戸黄門や出雲の阿国、坂本竜馬、江戸八人衆、など江戸商家などをイメージした絵を描く



陳列棚も江戸風



可動式オーニングや暖簾の設置



伝法院通り入り口

### 位置図



また、ハード整備だけでなく、縁日イベントや打ち水、夜回り、ホームページやマップ作りなど地域住民や町会、商店会と連携したソフト事業の展開も忘れてはならない。

平成17年8月24日のつくばエクスプレス開業から4ヶ月遅れてまち並み整備が完成し、鉄道効果もあり歩行者交通量は3～5割増と聞く。確かに、大都市東京の1000万人以上も観光客の来るところでの贅沢な条件があるかもしれないし、鉄道開業という好条件が重なった上、9／10という高い補助率の商店街活性化事業・景観事業の導入で、他都市では簡単にまねできない条件があるのも事実である。しかし、1000万人の観光客が近くにいても人を引き寄せることがなかなか出来なかったことも事実であり、2／3の補助率の影響もあるのか商店街としてファサード整備等の街並み景観整備まで至る事例は無かった。平成17年度に創設されたこのモデル事業や、都のモデル地区指定がない5／6補助の事業（従来2/3）の拡充等、手厚い制度が創設され、負担の問題等からやりたくでもできなかった商店会等においても、街並み景観整備に向けた動きが出てきたようだ。そして今回の事例から学ぶべきことは、浅草に訪れる多く

に訪れる多くの観光客等が期待するイメージに素直に答えるべく江戸情緒をかもし出すまち並みとして再現したことが最も重要ではないかと思う。これらはテーマパーク的整備と言われるものではあるが、浅草ではその方法が適していたように思われる。ここで、例えば時代の証として現代的な美しいまち並みへ再編しても、観光客はきっとがっかりするに違いない。

最後にこの事業は私がかかわったものではないが、台東区の中心市街地活性化基本計画を担当したことがきっかけで浅草に縁ができ、最近大きく変わった伝法院通りについて気になっていた折り、台東区まちづくり推進課の協力の下に記事をまとめさせていただいた。約1年間という短期間で実施できたのは、なにより地元の熱意があつてこそであり、熱心なリーダーやそれを理解し協力した地元の人々、さらにそれを支えたコンサルタントやファサード整備の実施を担当した腕のきく職人集団等がいたことも注目しておく必要がある。できればそれぞれの立場から意見をいただければよかったです、今回は時間の制約も、第三者的立場からまとめさせていただいた。



整備前



整備後



江戸風シャッターマーキング



商店街の連続性確保のため空き地を番屋としてファサード整備

## 事業概要

名称：伝法院通り江戸まちづくり景観整備事業

事業手法：平成 17 年度台東区商店街振興事業（街並み景観整備支援事業）及び東京都新・元気出せ！商店街事業（地域連携型モデル商店街事業）

事業主体：伝法院通り江戸まちづくり協議会（浅草伝法院通り商店街振興組合、伝法院通り商店会、その他）

総事業費：1 億 8,000 万円

費用負担内訳：都補助金 7,200 万円

区補助金 約 9,000 万円

商店街負担金 約 1,800 万円

（江戸まちづくり景観整備工事、完成記念式典、マップ、ウェブサイト制作費含む）

## 東京都新・元気出せ！商店街事業（地域連携型モデル商店街事業）の概要

①目的：商店会が地域住民等と協議会を設置し、観光振興等の地域ニーズを踏まえ、区市町村ともに連携して地域おこしや街づくりに取り組む事業を支援することにより商店街の活性化を図ることを目的とする

②対象者：景観協定を締結し、その協定が区より認定を受け、かつ都のモデル指定を受けた協議会の中の商店会

③補助率：都 2 / 5、区 1 / 2（街並み環境整備 1 / 3 + 街並み景観整備 1 / 6）

但し、区補助は都の補助があることが前提

④限度額：都・区それぞれ 任意商店会 4,500 万円  
法人商店会 7,500 万円

## 伝法院通り江戸まちづくり景観協定

① 根拠法令：台東区景観条例

② 区域面積：1946 m<sup>2</sup>

③ 協定締結者数：34 人

④ 協定期間：平成 17 年 6 月 20 日から 10 年（廃止の意思が無ければ自動的に 10 年間延長）

⑤ 景観形成基準事項の抜粋

● 建物ファサード形状・形態・色彩

・ 5 階以内までの統一ファサード

・ スカイラインの調和

外壁は「江戸町風」（横羽目、縦羽目、白壁）

● 日よけ用オーニング

● 建築付属物

・ シャッター絵（江戸風の入り口を描く）

・ 窓部分に面格子等取り付ける

● 建築設備

・ 露出しない隠蔽等によりファサードデザインの一環として工夫

● 物品置場等

・ 歩道に突出して物品置場等設置しない

● 自動販売機の設置

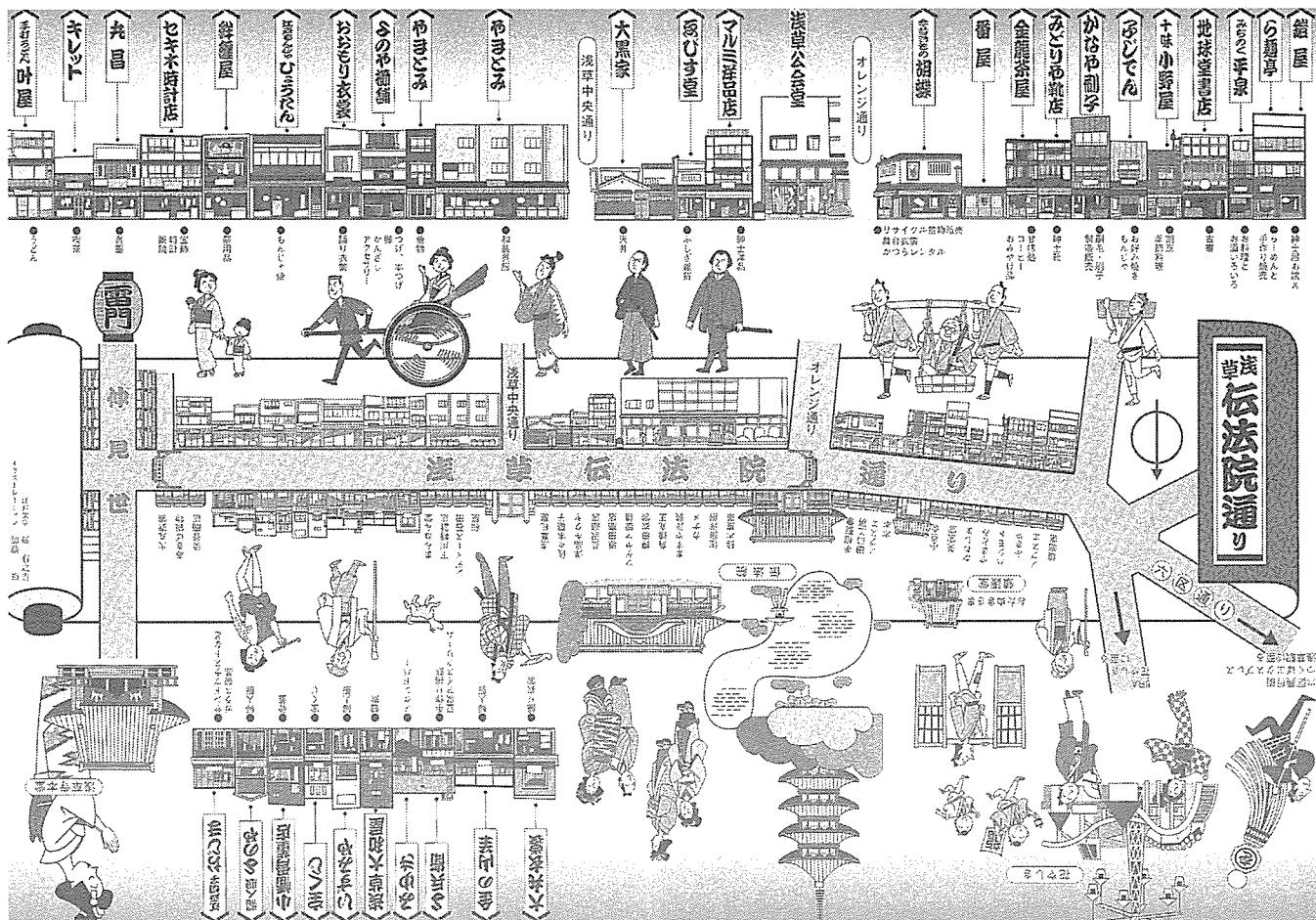
・ 「江戸風」のデザイン、色彩とする

● 屋外広告物

・ 屋上広告物は原則認めない

・ 壁面広告物は統一木製看板とし、色は木製の板面に黒、白を用いる

・ 置き看板は設置しない



伝法院通りのファサード整備イラスト（出典：伝法院通り見どころ案内）

# 選挙管理委員会

## 公告

### 都市環境デザイン会議会員各位

都市環境デザイン会議  
選挙管理委員会  
委員長 伊藤 洋

告示日 2006年3月15日

#### ■都市環境デザイン会議代表幹事ならびに監査役の選挙について

この度、役員の任期満了に伴い、代表幹事、監査役を選挙により選任することになり、役員選挙規定第12条により、選挙管理委員会を設け、選挙を行うこととなりました。規定第7条2項に基づき下記のとおり選挙の告示を致します。

以下の点についてご留意の上、多数の立候補を期待致します。

#### 記

##### 1. 今回選出される人数は以下のとおりである。

代表幹事 …… 10名以内

監査役 …… 2名

##### 2. 役員は、あらかじめ会員の選挙によって選出された候補者が、7月（予定）の総会において承認されることにより選任される。

##### 3. 選挙権と被選挙権

第6条 選挙権を有する会員は、選挙告示の日から一ヶ月前（2006年2月13日）までに会員として資格を有したものとする。

2. 被選挙権を有する会員は、選挙告示の日から一ヶ月前（2006年2月13日）までに会員として資格を有したものとする。

4. 役員の任期は2年とする。

5. 候補者の形式について

代表幹事、監査役の選挙には2通りの形式がある。

(1) 自立による立候補

(2) 選挙権を有する正会員2名の推薦を受けた推薦候補者

6. 推薦人は候補者を代表幹事においては2名、監査役については1名まで推薦できる。

7. 候補者の届出は次の様式に従った届出書を用いて行う（大きさはB5）。用紙は事務局においてあります。

8. 推荐候補の届出には、候補者本人の自署、捺印が必要になるので注意のこと。

9. 届出は、都市環境デザイン会議選挙管理委員会（〒113-0033 東京都文京区本郷2-35-10 本郷瀬川ビル TEL 03-3812-6664 FAX 03-3812-6828）宛とし、提出期限は2006年3月29日（水）午後6時とする。

10. 投票は、役員選出規定第7条に規定されているとおり、別途送付される投票用紙によって、無記名、通信制で行うものとする。なお、投票期間は投票用紙送付（4月12日頃）から4月28日（金）（当日消印有効）までの予定である。

#### ■都市環境デザイン会議 2006年度役員選挙スケジュール（予定）

3月15日（水） 選挙告示

3月29日（水） 立候補届出締切（午後6時）

4月14日（金）頃 投票用紙送付

4月28日（金） 投票締切（当日消印有効）

7月頃 第16回定例総会で承認

## ■候補届出書の様式

代表幹事立候補・推薦候補届出書

(様式1)

○候補者は下記の各欄を明記して下さい。

候補者氏名	印	生年月日	19 年 月 日 満 歳
所属機関			
住所	(勤務先) 〒 (自宅) 〒		
所信			

監査役立候補・推薦候補届出書

(様式2)

届出日 年 月 日

○候補者は下記の各欄を明記して下さい。

候補者氏名	印	生年月日	19 年 月 日 満 歳
所属機関			
住所	(勤務先) 〒 (自宅) 〒		
所信			

○推薦候補の場合、推薦者が下欄に記名捺印して下さい。

印	印
推薦理由 (1名)	(執筆者氏名: )

○推薦候補の場合、推薦者が下欄に記名捺印して下さい。

印	印
推薦理由 (1名)	(執筆者氏名: )

都市環境デザイン会議選挙管理委員会

都市環境デザイン会議選挙管理委員会

## 1. 新会員の紹介

### 事務局より

2005年9月～10月の入会者は下記の通りです。(入会順、敬称略)

10月31日現在の会員数は、467名です。

準会員氏名	勤務先(プロック)
松本 貴子	(財)日本交通公社(関東)

## 2. 退会者(2005年9～10月)

大石憲治郎、勝部民男、坂本進、佐藤健正、林英光、平澤薰、安田裕治、吉田八郎(敬称略)

8月に中部ブロックの繁野舜氏が逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 3. 住所変更等(敬称略)

氏名	変更内容(新)
五百田 定	(有)ワクテク 〒731-0124 広島市安佐南区大町東 1-6-10 Tel&Fax. 082-877-0819
常光 孝彦	(株)常光都市・建築設計研究所 〒206-0025 多摩市永山2-1-1-706 Tel. 042-371-3041 Fax. 371-3064
波木 健一	(株)福山コンサルタント 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 3-6-18 Tel. 092-471-0217 Fax. 415-2028

## 広報委員会

邑上 守正	石崎 均
澤木 俊問	伊藤 光造
土田 旭	加茂みどり
近田 玲子	河本 一行
菅 孝能	松山 茂
中嶋 猛夫	横山あおい
櫻井 淳	吉田 慎悟
松村みち子	横山 裕
白濱 力	島 博司
作山 康	